

令和２年度第２回京都市高齢者施策推進協議会の協議事項に係る御意見について（照会結果と対応等）

配布させていただいた協議事項資料「第８期京都市民長寿すこやかプランについて」・「第８期介護保険事業計画における介護サービス量の推計について」及び報告事項１に関し、意見照会用紙により頂戴した御意見と、これを踏まえた対応等は以下のとおりです。

◎ 協議事項１「第８期京都市民長寿すこやかプランについて」

御意見	御意見を踏まえた対応等
（福富 昌城 会長（花園大学社会福祉学部教授）） ○ 第８期プランの計画体系の重点取組（その３）における取組の中で、「地域支援に携わる「地域介護福祉士（仮称）」を養成し、日常生活圏域や学区域等で活動する小規模多機能型拠点等への配置を進めていきます。」とあるが、地域支援は一般的にコミュニティワークの実践であり、教育内容や専門性の観点から「社会福祉士」を配置するとしたほうが適切ではないか。	○ 地域介護福祉士（仮）については、現に小規模多機能型居宅介護事業所において管理者や介護支援専門員として業務に従事しておられる方が、「地域づくりや地域住民への支援の取組を進めており、地域ケア会議など地域と連携する場面等で、当事者を代弁する立場で発言でき、当事者と家族、地域等との関係性を意識した働きかけができる専門職人材」（出典：令和２年３月 京都市小規模多機能型居宅介護事業所実態調査報告書）にスキルアップした職を想定しています。 そのため、社会福祉士の資格保持を前提とすることは考えていません。 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者や介護支援専門員については、介護福祉士の資格を保持している者が多いことから、地域介護福祉士（仮）の養成研修のカリキュラムは、認定介護福祉士養成研修の課程の一部に位置付けられるような内容とし、地域介護福祉士（仮）の養成研修修了後も自己研鑽を続け、さらに上位の資格を目指していただける仕組みとしたいと考えています。

○ 「介護離職ゼロ」について、介護サービスの拡充による方法と労働者を雇用する企業側の「仕事と介護の両立支援」が重要である。

介護保険事業計画としては、介護サービスの拡充の観点を盛り込むこととなるが、京都市民長寿すこやかプランとして、企業に対しての働きかけ（介護休暇、介護休業を取りやすい職場づくり、企業内での介護を要する家族を抱えた社員に対する相談を行うことができる環境づくり等）を盛り込むことが必要であると考ええる。

（田辺 順子 委員（京都府訪問看護ステーション協議会副会長））

○ 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年が近づくなか、新型コロナウイルス感染症の影響で高齢者の生活に変化が生じ、これまでのように活動することが難しくなっている現状がある。

新型コロナウイルス感染症の予防やPCR検査の拡充等でこれまでの生活を維持していくことが必要ではないか。

（檜谷 美恵子 委員（京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授））

○ 第8期プラン策定に当たっての考え方 7 課題と方向性（その1）について、「新しい生活スタイル」や「地域包括ケア」の仕組みづくりとあるが、イメージを共有できるような記載方法を検討すべきである。

○ 委員御指摘の企業に対する働きかけについては、第7期プランから「介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり」（介護休業・介護休暇等を利用しやすい職場づくり、仕事と介護の両立に関する情報提供等）を施策に掲げ、取り組んでいるところです。本施策については、第8期プランにおいても継続して取り組んでいく予定です。

○ 第8期プランにおいては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって各種取組を進めていくこととしております。

また、感染症予防については、保健所機能を強化し、独自基準によるPCR検査や積極的疫学調査の徹底を図るなどして、取り組んでまいりました。

今後も、高齢者の生活を維持するための支援に努めてまいります。

○ 例えば分かりやすいイメージ図を掲載するなど、イメージを共有できるよう検討いたします。

○ 第8期プランの計画体系の重点取組（その3）について、住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保のため、住まい性能の向上に取り組む必要があると考える。

京都市の住宅部局との連携等のキーワードがあるとよいのではないか。

（沖 豊彦 委員（京都市社会福祉協議会事務局次長））

○ 重点取組全体について、当資料では十分に記載されているとは言いがたい。

また、重点取組（その2）について、地域共生社会の理念では、高齢者分野の取組のみに限定するのではなく、多世代・他分野との連携や融合といった考え方や取組を示していくべきではないか。

○ これまでから、住宅部局と連携し、ひとり暮らしの高齢者等への低廉な民間住宅への入居支援と、社会福祉法人による定期的な見守り等のサービスの一体的な提供（高齢者すまい・生活支援事業）の実施や、高齢であることを理由に入居を拒まれることのない住宅や不動産業者（仲介業者等）を登録する「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進に取り組むことにより、住まい環境の確保に努めるとともに、住宅のバリアフリー化改修に対する低利の融資制度、熱中症やヒートショックを防ぐなど温熱環境の向上につながる省エネリフォーム補助のほか、京（みやこ）安心すまいセンターにおける「すまいの相談」の実施を通じて、住まい性能の向上に資する取組を行っています。

第8期プランにおいては、「住宅部局との連携」を明記し、引き続き住まい性能の向上に資する取組を進めてまいります。

○ 資料1「第8期京都市民長寿すこやかプランについて」については、プランの大枠をお示ししたものです。

今後、ワーキンググループ、協議会における議論を踏まえ、より詳細な内容を記載した資料をお示しする予定です。

また、委員御指摘のとおり、地域共生社会のまちづくりにおいては、多世代・他分野との連携が重要であると考えております。第8期プランにおいては、地域共生社会のまちづくりを推進するため、地域社会や関係機関との連携、協働による取組を進めてまいります。

◎協議事項２「第８期介護保険事業計画における介護サービス量の推計について」

御意見	御意見を踏まえた対応等
（伊藤 哲雄 委員（京都府介護老人保健施設協会会長）） ○ 第８期計画における介護サービス量の推計における介護老人保健施設の利用者の推計について、推計方法を要介護２から５の認定者数の８％→７％に見直しされているが、見直しにあたっての検討内容を示されたい。	○ 介護老人保健施設を含めた各サービスの利用者の推計方法は、第７期の推計方法と利用実績を比較したうえ、乖離があるサービスについて見直しを行っております。 介護老人保健施設の場合、令和２年４月の実績で、要介護２から５の認定者数（５０，３２５人）の概ね７％（３，５５９人）の方が利用されていることから、今回８％→７％に見直しを行ったものです。

◎ 報告事項１「令和元年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営状況等について」

御意見	御意見を踏まえた対応等
（福富 昌城 委員（花園大学社会福祉学部教授）） ○ 別紙３「地域ケア会議等における各区・支所の地域課題・対応の方向性等（令和元年度）」について、項目の表題は、「地域課題・目標・取組内容等」となっているが、記載されている内容は、目標と取組内容のみで、地域課題についての言及がない。 問題解決のための取組とは、課題とその課題が解決した姿（目標）を設定し、その目標を達成するための方法を選択するということである。 記載されている内容では、各行政区において、どのような地域課題が存在するのかが分からないため、取組の目標や内容が適切であるか判断できない。 令和２年度の報告から「地域課題」を明示したうえで、目標・取組内容を記載するようにすべきである。	○ 現在、各区役所・支所が主催する地域ケア会議（区・支所地域包括支援センター運営協議会）では、高齢サポートが主催する地域ケア会議等で明らかになった地域課題やニーズ等を踏まえ、区・支所レベルで検討・解決すべき地域課題等を共有・明確化し、課題が改善した状況等（目標）を定めたうえで対応策等の検討を行うこととしておりますが、各区・支所の実施状況を取りまとめた別紙３「地域ケア会議等における各区・支所の地域課題・対応の方向性等（令和元年度）」では、委員の御指摘のとおり、各区・支所の地域ケア会議で共有・明確化している地域課題等が明示されていないため、令和２年度の報告から、各区・支所において設定されている地域課題等を明示したうえで目標や取組内容等を記載する様式に改めます。